

CAN DO

“可能性への挑戦”



第71号

金田会計事務所通信

【理想と現実のはざままで】

日本銀行総裁の黒田氏が退任し新たに植田氏が総裁となりました。10年にわたる『異次元緩和』により日本経済を復活させる試みは結論としてはうまくいかなかったようです。

貨幣供給量を増やすことでお金を借りやすくなり、経済活動が活性化し、賃金アップとデフレ脱却を実現する、というマネタリストの理論を大胆に取り入れた日銀の政策がうまくいかなかった理由については様々な人が分析していますが、単純にまとめると、『理想と現実の不一致』です。ずっと物価も賃金も上がらないぬるま湯の時代を過ごした国民は、そう単純に考えていなかったということです。

現状を変えられる一つの方法が、自分に都合の良いものか、気に入るものならば受け入れやすいのです。それを決意と情熱で取り組んだとしても残念ながらうまく行くとは限りません。特に障害となるのが周りの理解です(本当のところ自分が納得していない場合もありますが)。理論理屈より感情の影響の方が大きいので厄介です。

それでも政策や経営、組織の運営において『わかりやすさ』は大事な要素です。複雑なものや一方的だと理解が得られません。組織を動かすのも社会を動かすのも人間です。そして『しっかりとした対話』の中で進めてゆくのが大きくなります。これほど忍耐のいる仕事はありませんが、必要不可欠なものです。

皮肉なことに日銀の物価上昇目標2%超は戦争と国家間対立という最も人間の感情がかかわる形で達成されています。今後、学者であり実務家でもあるといわれる植田新総裁がうまくリードされることを願っております。それも前総裁のように市場との対話のみで終わるのではなく、広く国民が理解できるように。



金田 康良

2023年 5月



最終確認！消費税インボイス制度への対応

いよいよ令和5年10月1日からインボイス制度が本格的に導入されます。内容についてはかなり理解されていらっしゃると思いますが、実務の現場ではどのような業務フローにすればよいか問題となります。今回は適格請求書登録事業者申請を終えてインボイス登録番号を取得した後の取り組み方について考えていきたいと思います。

◆ 業務内容の整理

☆事前準備

- (1) 自社のインボイス登録番号の周知
- (2) 取引相手のインボイス登録番号の収集整理
- (3) システムをインボイス対応にアップグレードする（使用ソフトが対応しているかどうかを確認）

☆社内ルールの取り決め

- (4) 請求書・領収書等を受領した場合などの事務フローの決定

◆ 具体的取組

☆事前準備

- (1) 自社（売り手側）のインボイス登録番号の周知

インボイス発行事業者であるかどうかの問い合わせがあるかと思いますが、別途インボイス登録番号を通知するのも良いですが、できれば導入前の今からでもインボイス登録番号を記載した自社の適格請求書を発行してみましょう。要件を満たしているかの確認もでき一石二鳥です。

【例】

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

請求書
△△商事株式会社
登録番号 T012345...

11月分 131,200円
××年11月30日

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつ。

* 軽減税率対象

(2) 取引相手のインボイス登録番号の収集整理

最新の会計ソフトではインボイス登録番号の事前登録で自動的に仕訳に反映するものがあるので取引先から登録番号を早めに取得しましょう。
⇒取引先の登録番号は国税著 HP の『[適格請求書発行事業者公表サイト](https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/)』(https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/) でチェックできます。

(3) システムをインボイス対応にアップグレード

インボイス登録番号のない請求書については経過措置として 6 年間は仕入税額控除 (80%、50%) ができますが、帳簿にその旨の記載が必須です。毎月の取引が少ない場合を除けば、とても人力での対応は厳しいです。ぜひ対応するソフトウェアの力を借ります。

(例) 弥生会計の場合 (令和 5 年 10 月 1 日以降の仕訳)

≪適格請求書の場合は『適格』を選択する(事前に補助科目に設定で自動処理)≫

仕訳日記帳											
期間① 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 決 全期間② ジャンプ③											
決算 付箋1	調整 付箋2	日付 伝票No.	タイプ 生成元	借方勘定科目 借方補助科目	借方金額 消費税額	貸方勘定科目 貸方補助科目	貸方金額 消費税額	摘要		請求書区分 仕入税額控除	
		10/01		仕入高 大山商店	100,000	現金	100,000	商品仕入 課対仕入 10%			適格 100%

≪適格請求書でない場合は『区分記載』を選択する≫

仕訳日記帳											
期間① 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 決 全期間② ジャンプ③											
決算 付箋1	調整 付箋2	日付 伝票No.	タイプ 生成元	借方勘定科目 借方補助科目	借方金額 消費税額	貸方勘定科目 貸方補助科目	貸方金額 消費税額	摘要		請求書区分 仕入税額控除	
		10/01		仕入高 非発行事業者	100,000	現金	100,000	商品仕入 課対仕入 10%			区分記載 80%経過措置

☆社内ルールの取り決め(誰が何を行うか)

(4) 請求書・領収書等を受領したときの事務フローの決定

①新規取引先のインボイス登録番号の取得

例) 営業からの報告書にインボイス登録番号を記載する項目を加える

②受け取った請求書等が適格請求書に該当するかどうかの確認

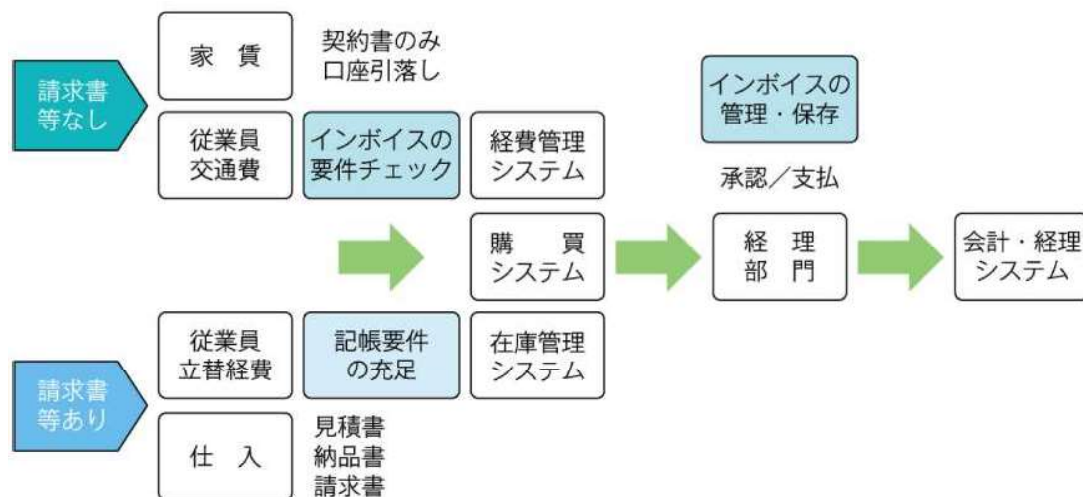
例) 経理担当が必要項目を確認。不備の場合は再発行を依頼

(登録番号については番号があれば OK とするのか、新規や一定の金額以上のものを公表サイトにて確認するのか、又はすべてをチェックするのか)

③請求書のないもの(家賃、リース契約等)の適格請求書の有無など確認

例) 使用部署の責任者が覚書等を取得する

業務フローの例)



④会計ソフト入力時の注意

例) 売上 10,000 円が買い手から振込手数料 440 円を差し引かれて入金された。

⇒税込み 1 万円未満の値引き等は売上返還インボイスは交付不要

仕訳 (普通預金) 9,560 円 (売掛金) 10,000 円
 (売上値引) 440 円 ← 以前は支払手数料としていたが
 経理処理を合わせることにする

☆その他免税事業者への対応や帳簿記帳時の注意点など決めなければならないルールは個別に発生すると思いますが、気軽にご相談ください。

【お知らせ】

消費税インボイス制度に関する『実務セミナー』をオンラインで開催します。

日程 : 2023年6月8日(木) 14:00~15:30

講師 : 金田会計事務所 税理士 金田康良

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikai.com URL : http://kaikai.asia/